

高知県立消費生活センター

# 地域見守り情報



第165号

## “マルチ商法”に要注意！簡単に儲かる話はありません！

知り合いから商品の無料体験やセミナーに誘われ、会員になるよう勧誘されることがあります。高額なので「商品の支払いが難しい」と断っても、カードローンなどを勧められ、「利益が得られ1年で返済できる」、「必ず成功し、半年で返せる」などと説明され、連鎖販売取引（マルチ商法）の契約をしたという消費者被害が発生しています。

### 【県内事例①】

事業への投資をすれば毎月収入が得られる、投資額が多いほど収入もアップするなど勧誘され、数十万円の契約をし現金と残りはクレジットカード決済をした。契約書や領収書は事業者が保管すると言って渡してもらっていない。契約後、家族に話したら反対されたため、解約しようとクーリング・オフの通知を送付したが、1週間たっても業者から連絡がない。不安に思い問い合わせたところ、「退会処理は完了している。来週には返金できる」と回答があったが、カード会社からの引き落としがあるので、早急に返金してもらいたい。

(20代 男性)

### 【県内事例②】

友人がマルチビジネスに加入して40万円支払ったようだ。物販ではなく、サービスを提供するもので、私も勧誘されセミナーに参加して話を聞いた。信用できないので入会するつもりはないが、入会した友人のことが心配なので契約の解約をさせたいがどうすればよいか。

(契約当事者：20代 男性)

### 【県内事例③】

知人から、ビジネスに加入するために名義を貸してほしいと頼まれ承諾した。あとから考えてみるとマルチ商法かもしれない。スマホで免許証を撮影されたが、勝手に借金されないか不安だ。

(30代 女性)

### アドバイス（消費者庁より）

1. 確実に利益が得られるなどのおいしい話はありません。
2. 連鎖販売取引に勧誘する目的を隠して消費者を誘い出すことは違法です。誘われただけならあなたは被害者ですが、あなたが誰かを違法に誘えばあなたは加害者になります。
3. 取引の内容を確認し、少しでも不安があればはっきりと断りましょう。
4. 連鎖販売取引は、クーリング・オフ期間が過ぎてしまっても支払ったお金の一部返金が可能な場合があります。消費生活センター等に相談してください。（消費者ホットライン「188（いやや）」番で最寄りの消費生活センター等につながります。）



©KANAGAWA2013